

認定特定創業支援等事業を受けたみなさまの

創業期の事業に係る取組を支援

水戸市創業期支援補助金

補助額

20万円 (上限)

補助率

1/2

補助対象

- ホームページ等の作成
- 新聞等への広告の掲載等
- 展示会等の参加又は開催
- 販売促進品等の作成
- 店舗又は事務所に係る内・外装の工事（※詳細は問合せ）
- 業務効率化に係るツールの導入

裏面もご覧ください。

お問い合わせ

水戸市産業経済部商工課
〒310-8610 水戸市中央1丁目4-1
電話:029-232-9185
<https://www.city.mito.lg.jp/page/4270.html>



▲水戸市HP

補助対象者

- 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第32項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けていること（法人の場合は、代表者）
※水戸市以外の認定特定創業支援等事業による支援を受けている場合でも、要件を満たしていれば申請が可能です。
※その場合は、支援を受けた市町村から発行される「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」の提出が必要です。
- 補助金申請日から6月以内に創業を予定する個人又は創業後3年未満の個人又は法人であること
- 市内に店舗又は事務所（法人にあっては本店）を有し、又は有する予定であり、市内において継続的に事業を行うこと
- 市税を滞納していないこと
- 店舗又は事務所の内・外装工事について、水戸市まちなか店舗等開設促進補助金の交付決定を受けていないこと
- 暴力団との関係を有していないこと
- 対象業種であること（※詳細は問合せ）
- フランチャイズ契約に基づく事業ではないこと

「認定特定創業支援等事業」についてはこちらをご覧ください。



注意事項

- 取組開始前に申請書を提出してください。
- 申請の審査が終了し、交付額が決定した段階で、取組への着手が可能となります。（交付前に取組を開始している場合は、補助の対象となりません。）
- 予算の範囲内での補助となりますので、予算がなくなった場合は、年度途中であっても補助金の申請ができない場合があります。
- 創業を予定する者である場合、以下のとおり創業をしたことが分かる書類を提出する必要があります。
 - ・ 実績報告書の提出前に創業をした場合 実績報告書を提出をする時
 - ・ 実績報告書の提出時に創業をしていない場合 創業をした時
- 創業が確認できなかった場合、取消となります。
- 令和8年度以降に初めて創業期支援補助金を申請される方に適用となります。令和7年度以前に交付を受けた方はお問い合わせください。